

第 1069 回教育委員会 会議録

平成 31 年 4 月 18 日

14:00～14:30

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1069 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、武田委員と山川委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「教育長職務代理者の指名について」、私の方から報告いたします。

<菅間教育長>

先月 3 月 26 日の臨時教育委員会において、事務局職員を通してお伝えしているところでありますが、改めて、私から、教育長の職務代理者の指名について報告いたします。

私が教育長に就任した 4 月 1 日に、涌井委員を第 1 職務代理者に、武田委員を第 2 職務代理者に指名させていただきました。

両委員には、今後、各種会議への出席など色々とお力をお借りすることになります。どうぞよろしくお願いたします。

<菅間教育長>

御質問等ございますか。

<菅間教育長>

なければ、次に (2) 「英語教育実施状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

義務教育課の竹田でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、報告 2 - 1 のページをお願いたします。私から平成 30 年度に文部科学省が実施しました英語教育実施状況調査について結果の概要を御報告いたします。

調査の基準日は、平成30年12月1日でございます。対象は公立の中学校3年生と公立の高等学校3年生全員になります。「1 概要」でございます。はじめに生徒の英語力になります。ゴシック体のパーセンテージが山形県の平均。そして、カッコ書きの明朝体の数字が全国平均となっております。昨年度との変更点でCEFRという表示がございます。これはセファールという読みでございますが、外国語のコミュニケーション能力を表す指標としまして、欧米を中心に広く使われている国際的な基準でございます。中学校にA1以上とありますが、A1というのは英検でいいますと3級程度、そして高等学校のA2というのは、準2級程度に該当するものでございます。

また、この英語力のパーセンテージでございますが、実際に今申し上げました英検等に合格した生徒数に、先生が同程度の英語力があると判断した生徒数を加えた数字になっております。中学校につきましては、少しずつ力をつけているところなんです、伸びてきているものの、全国平均には達してはいない状況でございます。高等学校につきましては、前年よりも少し下がったものの全国平均を超えている状況でございます。

次に教員の英語力でございます。こちらはセファールのB2レベル以上のスコアを実際に取得している者でございます。※印にありますとおり英検でいいますと準1級以上、TOEIC、TOEFL等ではそこに書いてある点数以上ということになります。

TOEICにつきましては、山形県で実施されている期日が限られていること、そして試験が行われる日曜日は部活動の指導や引率等でなかなか現場の先生が受けるのは難しいということもありまして、県では平日に団体受検として実施できる日を設定してきています。また、受検料についてもその団体受検については、補助を行っているところでもあります。御覧いただきますと、中学校、高等学校ともに少しずつ伸びてきている現状ではございますが、全国平均にはまだ達してはいない状況でございます。

三つ目は、CAN-DOリストによる学習到達目標の設定状況でございます。CAN-DOリストと言いますのは、英語を使って何ができるかという観点に基づきまして、目標を「読む、話す、聞く、書く」の4技能別に何々することができるという形で設定しているものでございます。

高等学校につきましてはずっと100%、中学校につきましては、このCAN-DOリスト作成の研修会を実施してきたところでございます。もう少しですべての中学校が100%に達するところでございます。先ほど生徒の英語力のところで、教師が同程度の英語力があるか判断した生徒数を加えた数値ということを申し上げました。このCAN-DOリストが整い、活用していくことで授業においても4技能をしっかり意識した授業になり、先生が自信を持って判断できるようになるのではないかと考えているところでございます。

次に、パフォーマンステストの実施状況、そして生徒の英語を用いた

言語活動の割合、小中連携の状況でございますが、こちらは今年度から都道府県別に公表された内容になります。パフォーマンステストと申しますのは、実際に生徒同士が会話している様子でしたり、先生と英語でのやりとりを通したり、さらには聞いたり、読んだりしたことを英語でメモする場面、そのような場面を評価しているかといった状況を表しているものでございます。生徒の英語を用いた言語活動の割合につきましては、フェアや、グループワークなどを含めまして生徒が英語での言語活動を授業の半分以上の時間を行っているかということを表しているものでございます。この2項目につきまして、高等学校の全国平均の記載がございませんが、これは高等学校は学科別、科目別で調査を行っておりまして、さらには科目によりまして履修学年が異なっているということから、全国平均を求めることが困難なため、記載してございません。

概要の最後、小中連携、中高連携の状況であります。これはお互いに授業参観を行ったでありますとか授業の研究会を行って一緒に研究協議会を行った割合を表すものでございます。

「2 今後の取組み」でございますが、大きく新学習指導要領の趣旨の徹底と小中高の連携の推進といった2つの柱で今年度を進めて参りたいと考えております。具体的には新規のものを2つ考えております。

一つ目は文部科学省より教科調査官を実際にお呼びして、研修会を開催したいと思っております。中学校は今年度と来年度が新学習指導要領の移行期間になりますので、正しい理解をもって授業を行っていきたくております。

二つ目がまさに本日でございますが、全国学力状況調査で英語が初めて実施されます。その分析結果を共有して、授業改善につなげていきたいと考えております。

三つ目でございますが、昨年度初めて中学校2年生を対象とした県独自の英語評価問題というのを作成したところであります。これを今年度、各中学校へデータになります。配付しまして、御活用していただくように努めていきたいと考えております。

四つ目でございますが、小中高それぞれ授業公開や、研修会を実施しますが、そこに校種を超えた講習を行い、共に研修成果を共有して授業改善につなげていきたいと考えております。

最後に、英語教育推進モデルの五つの中学校を今年度から新たにお問い合わせをしまして、小中学校の連携の取組みや、この五つの中学校で英語検定、GTECを実施しまして、その結果をもとに授業改善につなげるように実施していきたくております。報告は以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員>

今回の調査結果が、ネットニュースに載っていて、けっこう注目されているのかなと思います。御覧になった方もいると思いますが、特に埼玉県が秀でているという内容です。比較することが適してはいない内容

ですが、ネットニュースに話題が載っていました。

<菅間教育長>

課長からもありましたが、見なしているという数字も含まれているということもあって、学力学習状況調査ほど今回の事案について割と話題にはなっていないようなんですが、成績を表す指標のひとつであることは間違いないと思います。新規事業も含めて向上させていきたいところです。

<菅間教育長>

ほかになれば、次に（３）「県立鶴岡南高等学校（全日制）における「指導要録の写し」の誤廃棄について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告３－１の資料を御覧いただきたいと思います。

昨日、委員の皆様にもメールで概要をお知らせいたしました県立鶴岡南高等学校（全日制）における「指導要録の写し」の誤廃棄について説明させていただきます。

本件は中学校から送付を受けた平成30年度の入学生全員200名分の指導要録の写しを当該校の教職員が不適切な取り扱いによって誤って廃棄してしまったという事案でございます。それでは、この資料に沿ってこの件についてもう少し詳しく御説明させていただきます。

まず「1 誤廃棄」の概要についてですが、今月、4月5日金曜日から6日土曜日にかけて、平成30年度入学生のうち、転学する生徒の必要書類を整えていたのですが、保管・管理していたはずの中学校から送付を受けた「指導要録の写し」が見当たらないということが判明いたしました。校長が関係職員から詳しく聞き取りを行った結果、3月28日の木曜日の午前中に他の廃棄対象書類とともに誤って廃棄してしまったということを4月8日月曜日に確認いたしました。

次に「2 誤廃棄した書類」について、説明させていただきます。中学校から送付を受ける指導要録の写しというものは、中学校の校長が生徒の進学先の高校に送付しなければならないと学校教育法施行規則で定められております。書類には「氏名」「生年月日」「現住所」「各教科の学習の記録」「指導上参考となる諸事項」などの情報が記載されておりまして、保存期間につきましては、県教育委員会が発行した生徒指導要録取扱いの手引きにおきまして、生徒が在学する期間保存することとなっております。

続きまして、誤って廃棄してしまった経過について、記載はございませんが、口頭で説明させていただきます。学年の担当教員が当該学年分の指導要録の写しを小会議室という部屋の教務課が管理するキャビネット内に内容を明示しないまま保管しておりました。3月14日の木曜日になり、教務課の担当教員2名が書類整理のために、書類の内容を確認せずに書庫という重要な書類を置いておくような部屋があるんですが、そちらに移動して、書庫の床に置いて施錠しました。3月28日の木曜日に別の職員が書庫の床にある書類をその内容を確認しないまま廃棄対

象書類として整理してしまい、学校の玄関に移動しました。同日、さらに別の職員が廃棄対象書類を運搬用トラックに積み込み、自ら車を運転して鶴岡市の処分場に運び込み、処分してしまいました。なお、焼却処分を自分の目で確認しております。以上が経過となります。

教育委員会の対応といたしましては、全県立高等学校を対象に「指導要録の写し」の保管・管理状況を調査いたしました。その結果、他校では適切に保管・管理されていることが確認されました。また、17日付けで各県立高等学校への注意喚起文書を発出するとともに、校長会、各種会議等で再発防止に向けて指導を徹底して参ります。

誤廃棄してしまった文書につきましては、該当する5市町教育委員会へ連絡のうえ、鶴岡南高校から該当の中学校20校に対しまして、再発行を依頼することとなっております。私からの説明は以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<山川委員> 今回の誤廃棄について、直接的な関係はないかもしれませんが、今の説明では在籍期間中の保管となっておりますが、廃棄のタイミングはどのようなふうになっているのですか。

<高校教育課長> 明確な時期というのは定められておりませんが、使用しなくなった時、つまり卒業した後は適切に処分するということになります。

<山川委員> ということは、翌年廃棄するという場合もあるし、10年後廃棄する場合もあって、各高校の判断で行うということですか。

<高校教育課長> 個人情報管理上、適切な時期を見定めたいと、すぐ処分という学校もあるでしょうし、2年分まとめて処分という学校もあるかと思えます。

<山川委員> 今回の誤りと直接関係あるかどうかはわかりませんが、廃棄のタイミングがけっこうバラバラで、各学校の判断に任せられているということと、今回のこういう文書だったことは認識せずに廃棄してしまったことは、直接イコールではないでしょうけれども、何か関連があるのではないかと思います。

我々もそうなんですけれども、個人情報の文書の処分のタイミングというのは非常に難しく、こういうことを学校ごとに任せていいののかも検討する余地はあるかもしれない。この文書だけじゃなくて、いろんなものがあると思うんですけれども、どの程度までどうやって保管して、どのタイミングでどういう方法で廃棄するか。今回は廃棄物処理場で廃棄しており、そこはそれでいいんだと思うんですが、今まで決まっていなかったとすると、これから先、検討の余地はある問題かもしれないと思います。

- <中川総務課長> 個人情報保護条例上は、保存する必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄するというふうに定められておりますので、教育委員会においても周知徹底して参りたいと考えております。
- <菅間教育長> 特に学校は非常に多くの個人情報を抱えており、卒業後の進路が決まる子とそうでない子と途中で変わる子がいるということなので、早く不必要な個人情報は廃棄しなければならないということは、どの職員も分かっているのですが、そのタイミングがなかなか定まっていないというところはそのとおりだと思います。いろんなものを含めて標準的な廃棄するタイミングというものを研究していく必要があるかと思います。
- <片桐委員> 年度の替わった時は、担当者など人も替わったりしますよね。事務の方も含めて異動があったりすると、ますます責任の所在が難しくなると思います。
- <涌井委員> 誤廃棄は平成30年度の入学生200名分だけということですが、他の学年の保存状況、保管状況はどういうふうになっているのですか。
- <高校教育課長> それぞれ学年の中の担当職員が管理するということになっておりまして、新3年生につきましては、学年主任が学年の保管するところに適切に保存してあります。1年生に関しましては、入ってきたばかりですので、今中学校からどんどん届いている状況でして、それを今整理して保存する準備をしているという状態でございます。
- <涌井委員> 学校の中でこの場所に保管・保存していただきたいという決まりがなかった、先生方にお任せだったということですか。
- <高校教育課長> 保管場所がまず明確にされていなかったということ。それから、書類の内容を明示していなかったこと。それから、使用する際に保管する責任者の許可のもとできちんと使うというルールが3点が徹底されていなかったという所が一番問題だったということで、至急改善することでございます。
- <武田委員> 日常的によく見るものなのですか。
- <高校教育課長> 指導要録という活動した記録を記載しておく原簿があるわけですが、写しを高校でいただくという目的は、高校での生徒指導を円滑に進めるということといただくことが一番の趣旨でありますので、高校に入学して最初の段階で生徒と先生が面談をする際に、どんなことをしてきたのかなと参考に見るということがあると思います。だんだん時間がたつにつれて、高校の中での人間関係が出てきますので、徐々に使用頻度は低くなってまいります。ただ今回のように転校する際には、これを必ず転校先に送らなくてはならないということで保管しておくことになっ

ております。

<武田委員> 個人情報に対する認識がちょっと薄かったということですね。

<森岡委員> 今回の件に関して、教育委員会の対応として、迅速に対応いただいたのかなと感じておりますが、ちょっと私が理解できなかった点は、お詫びの記者会見がありましたよね。お詫びの記者会見というのは、誰に対してお詫びしているのでしょうか。

これというのは確かに事務職員の方のミスもあったわけですけど、悪意を持ってされた行為ではなく、様々な職員の方というのは、全て善意で仕事をしていると思うんです。今回は、様々なルールや、やらなくちゃいけない手順が抜けた事例ではないかと思うんです。これに対して教育委員会も校長先生もいきさつを会見で知らせていくことや、情報公開は必要だと思いますが、ただお詫びをするという行為自体がどういう対象に対して頭を下げているんだらうと思ったところです。日本の悪しき風習になってしまったんじゃないかと個人的に思っている部分があるんです。

教育委員会は子ども達の未来を確かなものにしていくという機関ですが、世間に対して頭を下げる基準というとおかしいですけど、どう考えたらよいのかなと思いました。私たちの立場でこの問題をどのように捉えたらよいのかなと少し感じたところがありましたので、感想として申し上げてみたところです。

<武田委員> 私はやっぱりお詫びをした方がよいかなと思いました。弊社も個人情報を扱っていますけれども、机の上に個人情報を出しているだけでもやはりいけないという意識ですが、東京の大きな企業から弊社に転職してきた子がいるんですけれども、しっかりやっているつもりでも杜撰だと指摘された箇所がありまして、一流企業であればあるほど、非常に厳しい目を持った人がいると感じましたので、やはり意識の高い人達に対する見え方というのは意識をしていく必要があると思います。

<大場教育次長> いろいろな気持ちはあるとは思いますが、私ひとりの気持ちが教育委員会全体の気持ちになっているかわかりませんが、所感とすれば、やはり教育行政は皆さんの信頼のもとで成り立っていて、その中で文書を管理するというのは基本中の基本ではないかと思えます。ましてやそれが、生徒の皆さん、保護者の皆さんからすると自分のことが書かれている文書が適切に管理されているという信頼感のもとでやっているところが、そうじゃなかったというところからすると、文書管理や、個人情報の取扱いで、そこは関係者の方のみならず県民の方に対しても申し訳ないというところがありました。信頼の確保というのが成り立てばと思えました。

<森岡委員> 経過の説明や申し訳ないと言うのはあって良いと思いますが、その立

場の方が頭を下げるというその行為に対して、日本というのは悪しき習慣になってしまったのかなと少し思いまして、申し上げたところでございます。お詫び自体に関して、する必要がないと言うつもりではございません。

<菅間教育長> 個人情報あるいは公文書の管理は条例が定められたところもあって、特に各学校にもしっかりと浸透させていかなければならないということもあって対応させていただきました。

<菅間教育長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より、説明願います。

<高校教育課長> 引き続きよろしくお願ひします。議第1号「山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ということで、資料の1-1からございますが、資料1-3の概要で説明させていただきます。

今回の議案でございますが、「山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」を制定するものでございます。改正内容は、「元号を改める政令」の施行に伴い、規定の整備を図るものであります。具体的には、県教委あての申請様式であります第1号の2のうちの2と3の中にあります平成を外すということになります。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第2号は人事に関する案件であります。このことから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長>

これを持ちまして、第1069回教育委員会を閉会いたします。